

公益社団法人日本表面真空学会 栄誉会員規程

2019年2月2日理事会承認

(目的)

第1条 公益社団法人日本表面真空学会（以下本会という）は、定款第6条の定めるところにより、栄誉会員をおく。

(資格)

第2条 定款第6条に定めるとおり、栄誉会員は、表面科学、真空科学およびその応用に関して世界的に優れた業績を挙げ、学会に顕著な貢献があり、かつ社会に徳望を有する者で、総会の議決により選定された者とする。なお、これらの条件を充たす物故者にも授賞しうる。

(種類)

第3条 栄誉会員には名誉会員、功労会員および特別名誉会員がある。

(1) 名誉会員の資格として、本会会長の経験者で、その年度の通常総会の時点で満70才以上の個人会員を基準とする。

(2) 功労会員の資格として、本会の理事、協議員、あるいは各種委員等を8年以上務め、その年度の通常総会の時点で満68才以上の個人会員を基準とする。

(3) 特別名誉会員の資格として、本会の科学領域に関わるノーベル賞級の賞を受賞した者を基準とする。

(特典)

第4条 栄誉会員は、本会より栄誉会員記（名誉会員記、功労会員記または特別名誉会員記）を受け、個人正会員の待遇を受けるが、会費の納付を要しない。

(推薦)

第5条 栄誉会員候補者の推薦は下記による。

(1) 本会名誉会員、功労会員、および個人正会員および法人正会員は、栄誉会員候補者を推薦することができる。

(2) 候補者の推薦に際しては、定められた形式による推薦書および推薦理由書等を、所定の書類に添えて提出する必要がある。

(選考)

第6条 栄誉会員の選定は、学会賞規程が定める学会賞等選定委員会が行う。

2 選定委員会は、推薦された候補者から総会に推挙すべき者を選定し、理事会に推薦する。

3 選定委員会は、必要があれば、選定基準内規を作成し、理事会の議を経て、これを規定する。

4 会長は選定委員会による選考結果の報告を受け、これを理事会に諮り、総会に推薦すべき者を決定する。

(内規)

第7条 栄誉会員の推薦方法および選考方法について、必要ならば内規を別に定めるものとする。

(規程の改廃)

第8条 この規程の改廃は理事会の議決をもって行うものとする。

付則

この規程は2019年2月2日から施行し、2019年2月2日から適用する。

改訂来歴

日付	理由及訂正箇所	承認	起案
2008/8/23	初版作成	理事会	長谷川修司

2008/11/22	改訂版作成	理事会	工藤正博
2013/2/2	改訂版作成	理事会	一宮彪彦
2015/2/7	改訂版作成	理事会	大門 寛
2017/5/20	改訂版作成	理事会	中嶋 健
2018/--/--	改訂版作成	理事会	長谷川修司